第6章 史跡の保存(保存・管理)

第1節 保存(保存管理)の方向性

史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の本質的価値を適切に保存し、次世代へ継承していくためには、 適切な維持管理や日常管理を行うと共に、継続的な調査研究を進める必要がある。

また、史跡内における現状変更や保存に影響を及ぼす行為については、具体的な取り扱い基準を 定めることにより適切な管理を進めることが重要となる。

これまでに示した保存管理についての現状と課題(第4章)及び基本方針(第5章)を踏まえ、 保存管理の方向性を以下に示す。

1. 調査研究の継続的な実施

・ 古代甲斐国やわが国の歴史を理解するうえで欠くことのできない史跡として、史跡の持つ 本質的価値や構成する諸要素を今後も適切に保存し、発掘調査をはじめとした調査研究に よって、今後その価値を発見するよう努め明確化していく。

2. 現状変更取扱い基準の設定

・ 史跡の本質的価値を維持し、史跡を適切に保存していくために史跡の現状を変更する行為 及び保存に影響を与える行為について取扱い基準を設定する。

3. 適切な維持管理

- ・ 史跡の適切な保存に向け、日常的な維持管理を継続して行い、地上遺構等の状況把握や史 跡境界の明示に努める。
- ・ 史跡の本質的価値に関係する周辺環境についても土地所有者や関係機関等と連携し、一体 的な保存を図っていく。

4. 追加指定・公有地化

・発掘調査成果により、史跡周辺について適切な保存が必要となる場合は、史跡の追加指定 を検討する。史跡内の民有地については、所有者の意向に基づき公有地化を実施する。

1 対象範囲

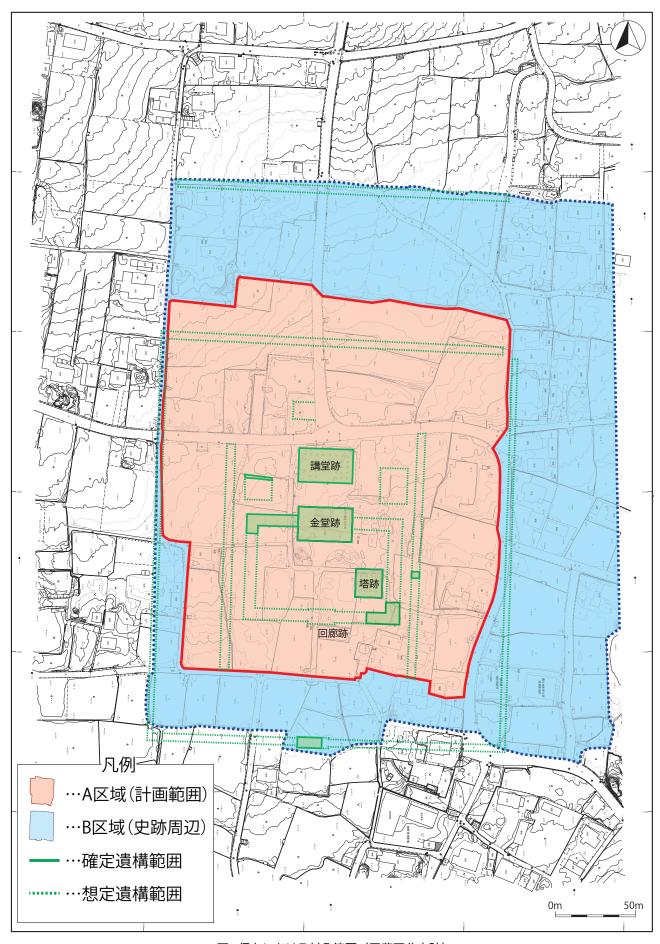
史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、史跡指定地やその周辺に本質的価値や本質的価値に関わる要素が広がっている。それらを適切に保存し、後世へ引き継ぐため、それぞれの特徴に合わせた適切な保存管理を実施する。

表_甲斐国分寺跡(対象範囲)

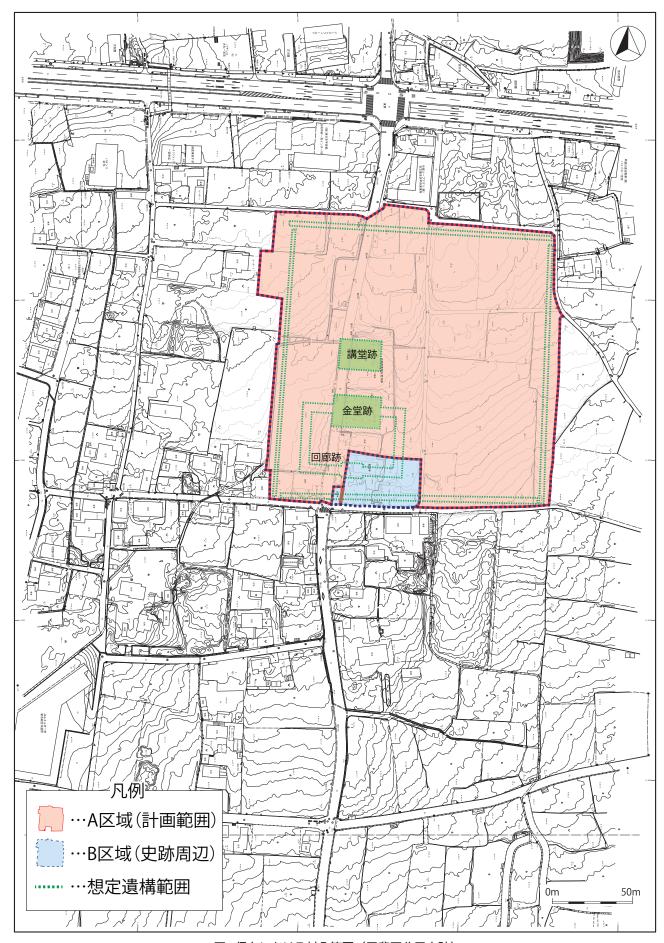
×	域	指定等	範囲	区域の特徴
	A	史跡指定	史跡指定範囲	史跡に指定されており、本計画で主として取り扱う区域。大部分が公有地化されており、発掘調査によって重要な遺構が確認されているが、今後も発掘調査によって遺構を確認する必要がある。
	В	周知の埋蔵文化財 包蔵地	史跡周辺(参考範囲)	周知の埋蔵文化財包蔵地(甲斐国分寺跡)に含まれる区域。開発に伴う試掘調査など必要に応じて発掘調査を行い、調査研究成果によって追加指定を検討していく。

表_甲斐国分尼寺跡(対象範囲)

区域	指定等	範囲	区域の特徴
А	史跡指定	史跡指定範囲	史跡に指定されており、本計画で主として取り扱う区域。大部分が公有地化されているが、発掘調査等を行い、地下遺構等の確認を行う必要がある。
В	周知の埋蔵文化財 包蔵地	史跡周辺(参考範囲)	周知の埋蔵文化財包蔵地(甲斐国分尼寺跡)に含まれ、今後保護を要する区域。 開発に伴う試掘調査など必要に応じて発 掘調査を行う。



図_保存における対象範囲(甲斐国分寺跡)



図_保存における対象範囲(甲斐国分尼寺跡)

2 保存方法

保存方法については、構成要素 (A~E) ごとに次表のように定める。

表 _ 保存方法

種別	要素種別	構成要素	保存方法
史跡の本質的価値 を構成する要素 (構成要素 A)	建物遺構	甲斐国分寺跡: 塔跡、金堂跡、 講堂跡、回廊跡、中門跡、西基 壇建物跡、僧坊跡 甲斐国分尼寺跡: 金堂跡、講堂跡、 回廊跡 甲斐国分寺跡: 金堂前石敷広場、 金堂・講堂間石敷広場、土壇状 遺構、区画溝、その他地下遺構等 甲斐国分尼寺跡: 北辺築地塀跡、	 ・史跡の本質的価値の確実な保存に努めるとともに、遺構のき損やそのおそれのある箇所についての把握を行う。 ・地下遺構については保存のための必要な調査の計画・実施により、遺構面までの深度を把握するとともに詳細を把握し、適切な保存方法を検討する。 ・出土遺物については温度や湿度等が適切に管理された施設内で収蔵し、遺物の破損や変色等がないように維持管理を行う。 ・調査研究によって明らかになった成果をもとに、本質的価値の見直しを検討する。
		中 <u>安国力化守跡</u> ・北辺梨地塀跡、 区画溝、その他地下遺構等	
	出土遺物	国分寺・国分尼寺造営期の遺物	
史跡の本質的価値 に準じる要素 (構成要素 B)	遺構	国分寺・国分尼寺造営期以外の 遺構	・造営期以外の遺構については、内容の把握を行い、 可能な限り保存に努める。保存が不可能な場合は、 記録保存を行う。
	出土遺物	国分寺・国分尼寺造営期以外の 出土遺物	・出土遺物については温度や湿度等が適切に管理された施設内で収蔵し、遺物の破損や変色等がないように維持管理を行う。
史跡の歴史的景観 を構成する要素 (構成要素 C)	公有地·私有地	歴史的景観	・眺望を確保するために、視点場の維持管理に努めるとともに、眺望景観の保全に向けた方針の検討を行う。
	公有地	自然地形	・地形改変が起こらないよう、適切に維持管理を行う。また、自然災害の発生により、地形改変が起きた場合は、速やかに現状復旧できるよう措置について検討を行う。
史跡の保存・活用 に有効な要素 (構成要素 D)	保存・管理に 資する要素	標識、説明板、境界標、コンテナ・ プレハブ、芝張り・盛土	 ・私有地との境界が明示されていない場所については、境界標などにより明示するよう努める。また、標識、説明板、境界標については、史跡を適切に保存するための要素として、破損や移動等がないように適切に日常の維持管理を行う。 ・コンテナ・プレハブについては、史跡の適切な保存に資するよう、老朽化した場合には改修や更新等の維持管理を行う。 ・芝張りについては、日常の維持管理により史跡の適切な保存に努める。
	活用に資する 要素	サイン類(解説板・案内板等)、 植生、復元整備	 サイン類(解説板・案内板等)については、工事やいたずら等により破損や移動等がないよう、日常の維持管理により適切な保存管理に努める。 復元表示が破損、老朽化した場合は、修復方法を検討する。また、修復が不可能な場合は撤去を検討する。 私有地の植生については、当面の間適正な維持管理をしていただくよう、所有者等に協力を求める。
その他の要素 (構成要素 E)	物、その他	建物、畑地灌漑施設、畑地区画 石垣、電柱、道路、石造物、遺 構に悪影響を与える樹木、その 他撤去すべき要素等	・取扱い基準を定め、史跡の適切な保存を図る。

第3節 現状変更等の取扱い方針及び基準

1 現状変更等の取扱い方針

史跡指定地内において、史跡の本質的価値を構成する諸要素に対して影響を与える土地の形状変 更等は、原則として認めない。

ただし、史跡の保存(保存管理)上必要となる行為、史跡の保存活用に資するための調査研究・整備、土地所有者等の生活や農業等の生業に関わるもの、防災や便益等の公益上必要な施設の設置・改修や維持管理に関わるもの、その他史跡に及ぼす影響が軽微なものについては認める。

- 土地の現状変更については、史跡の土地の形状復旧を含め、史跡の保存活用のための整備に 必要なものや公益上必要なものに限り認める。
- 史跡の調査研究に必要な発掘調査等については、指導助言組織の意見を聞きながら進めることとする。調査の実施にあたっては、遺構等への影響を最小限にとどめることとする。
- 史跡の保存活用に関わる整備については、本質的価値を構成する要素の保存を最優先とした上 で本質的価値を高めるものや歴史的景観の保全育成に配慮したもののみ認める。
- 史跡の保存(保存管理)上必要な枯損木や倒木の危険のある木竹の伐採などは認める。植栽については、史跡の保存活用等に関わるものや農業等の生業に関わるものは認める。
- 建築物・工作物については、史跡の保存(保存管理)を最優先とし、史跡の保存活用に資する もの、また公益上必要となるものは認めるほか、土地所有者等の生活に支障とならない範囲に おいて認める。
- 災害復旧については、被災した遺構の保全及び被害拡大防止に必要な措置については認める。
- 表土の範囲内で行われる営農行為などの史跡に及ぼす影響が軽微なものは認める。

2 取扱い基準

史跡を適切かつ永続的に保存(保存管理)していくために、史跡の活用も見据えたうえで、史跡に 対する現状変更等についての取扱い基準を次表のように定める。また、土地所有者等には史跡保全 への理解と協力を継続して求めていく。

表現状変更の取扱い基準(両史跡共通)

14 _ 元	小変更の取扱い基準					
	種別	取扱い基準				
	新築	原則として認めない。				
建築物	増改築	既存建築物が建てられている土地において、既存建築物の全部または一部を取り壊し、 建築物を改築する場合、既存範囲内での増改築を認める。				
	除却	史跡への影響を最小限としたうえで認める。				
工作物	新設	原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理、活用、整備、防災等に関わるもの及び公益上必要なもの、 土地所有者等の生活に必須のものに限り、景観への影響が必要最小限かつ遺構の保存 に支障を与えない範囲で認める。				
11 1/2	補修・改修	補修または同一箇所への改修について、景観への影響が必要最小限かつ遺構の保存に 支障を与えない範囲で認める。				
	除却	史跡への影響を最小限としたうえで認める。				
道路		新設・拡幅については原則として認めない。 舗装及び改修については公益上必要になるものに限り、景観への影響が必要最小限か つ遺構の保存に支障を与えない範囲で認める。 除却については史跡への影響を最小限としたうえで認める。				
水路		新設・拡幅については原則として認めない。 改修については公益上必要になるものに限り、景観への影響が必要最小限かつ遺構の 保存に支障を与えない範囲で認める。 除却については史跡への影響を最小限としたうえで認める。				
	地形変更	畑作・営農以外は原則として認めない。(僧) ただし、史跡の保存・管理、活用、整備、防災等に関わるものに限り、景観への影響 が必要最小限かつ遺構の保存に支障を与えない範囲で認める。				
自然物その他	木竹の伐採・植栽	伐採及び植栽は、史跡の保存・管理、活用、整備に関わるものに限り認める。 伐根については、史跡への影響が最小限であり、営農に関わるもの及び景観上支障の あるものについてのみ認める。				
	発掘調査	史跡の保存・管理、活用、整備上必要な発掘調査に限り最小限の範囲で認める。				

^{※…}取扱い基準欄における文末の「(僧)」は、甲斐国分寺跡のみ該当することを示す。

第4節 現状変更等の許可申請区分

史跡指定地において、土地等の現状変更や保存(保存管理)に影響を及ぼす行為を行う場合は、 文化庁長官の許可(「文化財保護法第125条」)、又は権限移譲を受けた笛吹市教育委員会の許可 (「文化財保護法第184条」及び「文化財保護法施行令第5条」)を受けなければならない**1。

※ 1…史跡内で現状変更行為を計画している場合や、行為が許可申請にあたるかどうか不明な場合は、 市教育委員会にご相談をお願いします。

1 文化庁長官の許可を要するもの

史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(現状変更等)が対象となる。現 状変更等を行おうとするときは、文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官の許可を得なければな らない。

2 笛吹市教育委員会が許可の事務を行うもの

文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定に定められた以下のものについて、笛吹市教育 委員会がその事務を行う。

■ 掘削を伴わない小規模建築物の新築、増築、改築

階数 2 以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が 120 ㎡ 以下であり、 2 年以内の期間を限って設置されるものに限る。(施行令イ)

■ 工作物の設置、改修

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもので、改修の場合は設置から 50 年を経過していないものに限る。(施行令ハ)

■ 道路の舗装、修繕

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。(施行令ハ)

■ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修

法第 115 条第 1 項に規定する、史跡の管理に必要な標識、説明板(解説板、案内板)、境界標、 囲いその他の施設が対象となる。(施行令二)

- 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修(施行令ホ)
- 建築物等の除却

建築または設置から 50 年以上経過していない建築物等(建築物、その他の工作物)に限る。(施行令へ)

■ 立竹木の伐採

遺構保存や景観保全に必要な立竹木の伐採。ただし、抜根は除く。(施行令ト)

■ 史跡の保存のために必要な試験材料の採取

保存を目的として、現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取。(施行令チ)

3 現状変更等の許可を要しないもの

法 125 条第 1 項のただし書きにより「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

■ 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」 第4条に定められた以下の場合に該当する現状変更

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史 跡をその指定当時の原状に復するとき。
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため 応急措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合に おいて、当該部分を除去するとき。

■ 非常災害のために必要な応急措置

風水害、地震等により被害のあった場合や明らかに被害が予想される場合における被害の未然防止、拡大防止のための応急措置。遺構の養生のための措置や倒壊した工作物、木枝等の除去等が想定される。

■ 保存への影響が軽微である行為

史跡の日常の維持管理、住民生活上または宗教活動(祭礼・伝統行事等)上必要な小規模仮設 工作物の設置・撤去、樹木の剪定等において土地の形状の変更を伴わない行為。

4 許可申請区分

史跡内で今後想定される行為の例やそれぞれの許可申請区分については、次表のとおりである。

表_現状変更等の許可申請区分(甲斐国分寺跡)1/2

五 _ つい	が多丈寺の計り中間区力(中安国力) 「		1 / Z	
種別	行為	許可 権者	現況	想定される行為の例
建築物	新築、増築、改築 除却(建築又は設置から 50 年を経過 したもの) 除却(建築又は設置から 50 年を経過	文化庁	• 住宅	・住宅の改築・増築・修理・除却・倉庫の改築・修理・除却
	していないもの)	市	・仮設プレハブ	・仮設プレハブ等の設置・修理・除却
	設置(土地の形状の変更を伴うもの)、 改修、除却(設置から 50 年を経過し たもの)		畑地区画石垣石積み井戸柵コンクリート基礎かろうと跡ベンチ	・遺構表示の設置・改修・更新・修正・石垣、石積みの修理・除却・井戸の除却・柵の設置・改修・除却・コンクリート基礎の除却・ベンチの設置・改修・除却・移設・案内板、解説板、注意看板の設置・改修・更新・修正
	設置(土地の形状の変更を伴わないもの)、改修、除却(設置から 50 年を経過していないもの)		・道路標識 ・消火柱 ・案内板 ・解説看板 ・外灯 ・墓碑	・道路付属物の設置・改修 ・消火栓の改修 ・外灯の改修 ・墓碑の改修・撤去
工作物	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類の設置(土地の形状の変更を伴うもの)、改修、除却(設置から50年を経過したもの)		・標識・説明板・注意札	・史跡の管理に必要な標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲い、その他の施設の設置、改修・説明板等の同質、同形、同色の補修
	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類の設置(土地の形状の変更を伴わないもの)、改修、除却(設置から 50 年を経過していないもの)	市		
	電柱、電線、水管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置、改修	市	・電柱 ・送電線 ・畑地灌漑設備 ・地下埋設物	・電柱、控柱、支柱の改修 ・電気通信事業に係る支持物、電線、がいし、架空地線、通信線、支線(共同支線・ 普通支線)、支柱、機器類(開閉器、子局、 変圧器等)、接地線、その他付属品の新設・ 除却・移設・建替・取替・点検・補修工 事 ・畑地灌漑設備、その他地中残置物の除 却
				※規模が大きい場合は、文化庁許可とな ることがある。

表_現状変更等の許可申請区分(甲斐国分寺跡)2/2

		許可	TO\0	45 ± 1.1 = 7 (= 1/1 = 75)		
種別	行為	権者	現況	想定される行為の例		
道路水路	の形状の変更を伴うもの)	文化庁 文化庁 市	・市道・農道・その他道路・水路	・道路の改良(舗装改良、美装化、道路排水設備の設置) ・道路の維持管理に必要な補修等(掘削を伴わないオーバーレイ等) ・水路の改良・補修・移設		
木竹	伐採(抜根を伴うもの)、 植栽、植樹、抜根 伐採(抜根を伴わないも の)	文化庁	・植栽・樹木	・史跡の保存活用、景観形成等に必要な植栽・抜根を伴う伐採・表土の範囲を超えた植替え・支障木、枯損木の伐採・抜根を伴わない伐採		
地形	地形改変を伴う行為	文化庁	・掘削、切土、	盛土、その他の土地の改変		
発掘調査等	学術調査 試料採取	文化庁市	した発掘調査等	5用及び整備に必要な、遺構保存を前提と等)ために必要な試験材料の採取		
維持の措置	の除却	1	復旧、応急措施 る保護や土の・	た場合、もしくはその恐れのある場合の 置、危険除去等(当該箇所への盛土によ う設置等の養生等)		
非常災害のために必 要な応急措置	非常災害時、もしくはそ の発生が予測される場合 に応急的に取られる応急 措置		・倒壊した工化 等 	F物の除去、倒木・危険木等の伐採、除却		
保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微である場合	史跡内外における、史跡 の保存に影響を及ぼす行 為の影響が軽微である場 合		・史跡内におり動等を抑えた、・史跡内建築物	で行われる耕うん等の営農行為ける、地下に影響を与えない低速走行で振済が、 資材・機材運搬及び作業車の乗り入れたの同色への色の塗り替え 別は規模や程度により許可が必要となる 談を要する		
現状変更等に該当し ない行為	土地の形状変更を伴わない土地・植生の日常的な管理行為 土地の形状変更を伴わない工作物などの維持・修繕・設置・除却	許可申請不要				

表_現状変更等の許可申請区分(甲斐国分尼寺跡)1/2

種別	行為	許可権者	現況	想定される行為の例
	新築、増築、改築	文化庁	住宅倉庫	・住宅の改築・増築・修理・除却
	除却(建築又は設置から 50 年を経過 したもの)	文化庁		
建築物	除却(建築又は設置から 50 年を経過していないもの)	市		
	2年以内の期限をもって設置される小 規模建築物の新築、増築、改築	市		・仮設プレハブ等の設置・修理・除却
	設置(土地の形状の変更を伴うもの)、 改修、除却(設置から 50 年を経過し たもの)	文化庁	・畑地区画石垣・石積み・擁壁・コンクリートたたき	・遺構表示の設置・改修・更新・修正 ・石垣、石積み、擁壁の修理・除却 ・コンクリートたたきの除却 ・案内板、解説板、注意看板の設置・改修・
	設置(土地の形状の変更を伴わないもの)、改修、除却(設置から 50 年を経過していないもの)	市	・案内板 ・解説板 ・道路標識 ・消火栓	更新・修正 ・道路付属物の設置・改修 ・消火栓の改修
	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類の設置(土地の形状の変更を伴うもの)、改修、除却(設置から50年を経過したもの)		標識説明板	・史跡の管理に必要な標識、説明板、標 柱及び注意札、境界標、囲い、その他の 施設の設置、改修・説明板等の同質、同形、同色の補修
工作物	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類の設置(土地の形状の変更を伴わないもの)、改修、除却(設置から50年を経過していないもの)	市		
	電柱、電線、水管、下水道管、その他 これらに類する工作物の設置、改修	市	・電柱 ・送電線 ・畑地灌漑設備 ・地下埋設物	・電柱、控柱、支柱の改修 ・電気通信事業に係る支持物、電線、がいし、架空地線、通信線、支線(共同支線・ 普通支線)、支柱、機器類(開閉器、子局、 変圧器等)、接地線、その他付属品の新設・ 除却・移設・建替・取替・点検・補修工 事 ・畑地灌漑設備、その他地中残置物の除 却
				※規模が大きい場合は、文化庁許可となることがある。

表_現状変更等の許可申請区分(甲斐国分尼寺跡)2/2

種別	行為	許可 権者	現況	想定される行為の例		
道路 水路	の形状の変更を伴うもの) 道路の舗装、修繕(土地 の形状の変更を伴わない もの) 水路の修繕(土地の形状 の変更を伴うもの) 水路の修繕(土地の形状	文化庁 市 文化庁	市道水路	・道路の改良(舗装改良、美装化、道路 排水設備の設置) ・道路の維持管理に必要な補修等(掘削 を伴わないオーバーレイ等) ・水路の改良・補修・移設		
木竹	植栽、植樹、抜根	文化庁	 • 植栽 • 樹木	・史跡の保存活用、景観形成等に必要な 植栽・抜根を伴う伐採・表土の範囲を超えた植替え・支障木、枯損木の伐採		
	<u></u> の)			・抜根を伴わない伐採		
地形	地形改変を伴う行為	文化庁	・掘削、切土、	盛土、その他の土地の改変		
発掘調査等	学術調査	文化庁	した発掘調査等			
	試料採取	市	・史跡の保存の 	Dために必要な試験材料の採取		
維持の措置	史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大 を防ぐ応急措置、復旧が 困難な場合の除却		復旧、応急措置、危険除去等(当該箇所への盛土に。			
非常災害のために必 要な応急措置	非常災害時、もしくはそ の発生が予測される場合 に応急的に取られる応急 措置		・倒壊した工作物の除去、倒木・危険木等の伐採、等			
	史跡内外における、史跡 の保存に影響を及ぼす行 為の影響が軽微である場 合		動等を抑えた、	ける、地下に影響を与えない低速走行で振 資材・機材運搬及び作業車の乗り入れ 加の同色への色の塗り替え		
			ただし、上記位 ため、事前相記	列は規模や程度により許可が必要となる 談を要する		
現状変更等に該当し ない行為	土地の形状変更を伴わない土地・植生の日常的な管理行為	許可申請不要	・道路側溝等の ・史跡内の除す ・日常的な花卉 下草刈り			
	土地の形状変更を伴わない工作物などの維持・修 繕・設置・除却		・電気通信事業に係る送電・通信線の維持管理(土地の 形状の変更を伴わないもの) ・電気通信事業に係る送電・通信線への防護力バー(ポリ管など)取付・除却(土地の形状の変更を伴わない もの) ・電気通信事業に係る支持物の継柱取付・除却(土地の 形状の変更を伴わないもの) ・電気通信事業に係る電気供給のためのメーター等の新 設・除却・取替(土地の形状の変更を伴わないもの)			

第5節 発掘調査方針

現在、甲斐国分寺跡では史跡の本質的価値を高めるための発掘調査が継続して行われており、史 跡の内容解明に大きく貢献している。今後も発掘調査を進めていくとともに発掘調査があまり行われ ていない甲斐国分尼寺跡についても、史跡の価値を高めるための発掘調査を行うことを検討する。

また、保護が必要となる範囲を検討するため、指定地外における開発に伴う発掘調査や、史跡の範囲確認のための調査等の実施を検討する。

発掘調査の実施にあたっては、保存整備専門委員会等の助言を受けながら、調査の目的を明確化 し、適切な調査区の設定を行い、遺構等への影響を最小限にとどめるよう努める。

第6節 追加指定方針

現在の史跡範囲については、塔跡(甲斐国分寺跡のみ)、金堂跡、講堂跡といった遺構の範囲が網羅されている。しかしながら、甲斐国分寺跡に関連する南門跡、北辺築地塀跡、甲斐国分尼寺跡に関連する中門跡、回廊南側想定地が含まれると想定される範囲については、指定がされていない状況にある。

このため、今後の調査研究成果も踏まえながら、中長期的には史跡の追加指定について検討するとともに、重要遺構が確認された範囲については、所有者の同意を得て追加指定を検討する。

第7節 公有地化方針

中心伽藍については、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡ともに公有地化が進み、史跡の本質的価値の保存が図られている状況にある。今後は史跡内の民有地について所有者等の意向に基づき、公有地化を検討していく。

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

史跡は、古代甲斐国や我が国の歴史を理解するうえで欠くことのできない重要な史跡であることや、 寺院地の広がりを体感でき、遺構が良好に保存されていること、また豊富な石材によって装飾された「石 の国分寺」であること、という本質的価値を有している。

また、現代まで寺院地として利用されていた歴史的文脈を持つ史跡であること、歴史的景観と現代の景観が調和する独特な空間を創出している史跡であること、というあらたな価値を付加することができる。

史跡の活用に当たっては、史跡の本質的価値を伝えていくことに主眼を置き、調査研究成果の公開や現地見学会等により、歴史を伝えていく場として活用する。さらに、史跡周辺をはじめとして、笛吹市内には関連する歴史資源が多く、それらと連携した活用が必要である。

また、史跡が持つ良好な景観を活かし、市民や観光客が、交流できる憩いの場とするなど、教育、 観光、まちづくりにおいて多様な活用を図る。

これまでに示した活用についての現状と課題及び基本方針を踏まえ、活用の方向性を以下に示す。

1. 教育における活用

・ 史跡の本質的価値を正しく伝えることを目的に、調査研究成果の公開・活用を推進していく。 学校教育や生涯学習の教材としての活用や博物館等での展示、案内板・解説板の設置等に より、史跡について分かりやすく発信していく。

2. 観光における活用

・ 史跡の持つ価値を活かし、周辺の文化的資源や観光資源等と連携した広域的な活用を推進していく。また、国分寺跡・国分尼寺跡の所在する他自治体と連携した活用を検討する。

3. まちづくりにおける活用

・ 市民・観光客が交流することのできる憩いの場として活用を図り、地域の活性化につなげていく。また、ガイド人材との協働により、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。

4. 情報発信の強化

デジタルコンテンツなど様々な媒体を用いて、史跡の情報発信を広く行っていく。

第2節 方法

1 教育における活用

- 発掘調査や史料調査など、継続的な調査研究によって史跡の本質的価値を明らかにしていき、 その成果を積極的に公開することで、史跡の価値を正しく伝えていく。
- 史跡が市民にとって地域への愛着や誇りとなるような活動の促進と支援を行う。そのために、講座や講演会の開催、また市民の自主的な学びを積極的に支援する。
- 地元小・中学校をはじめとする子どもたちが、郷土の歴史を学び、体感できる場として活用していく。そのために、校外学習での活用や出前授業を実施する。

- 最新の調査成果を積極的に活用し、パンフレットやガイドブック、動画等の作成や更新を継続的 に行っていく。
- 発掘調査成果の現地説明会や整備工事の現地説明会を実施するなど、史跡の本質的価値を体 感することができる機会を創出する。
- 公開活用の拠点となる施設について必要性を含め検討する。
- 古代甲斐国の国分寺、国分尼寺、国府が揃う笛吹市の歴史を、史跡と一体的に理解できるよう 市内博物館等と連携した展示や歴史講座等の開催について検討する。
- 史跡の本質的価値を正しく伝えるため、来訪者にとって分かりやすい解説板・案内板の設置を 行う。

2 観光における活用

(1) 周遊ルートの設定

- 史跡を核とし、市内の史跡や歴史文化資源等を一体的に周遊できるルートの設定について検討 を進める。
- 文化財のみならず、魅力的な観光地としても活用が図られるよう、周辺観光施設、直売所等と 組み合わせた周遊ルートを設定する。
- 史跡の特徴である桃の花の景観と歴史的な景観を活用した観光事業を実施し、来訪者の増加に 努めるとともに、史跡のユニークベニュー*¹としての活用も検討する。

〈甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の例〉

- パーソナルモビリティ等を利用した周遊ツアー
- ・ 史跡地を活用したドローン撮影体験会 など







写真 _ 文化財を活用したユニークベニューの例 出典:『ユニークベニューハンドブック』文化庁 (左:特別史跡での歴史舞台、中:城跡でのレストラン、右:未指定文化財での能楽・洋楽)

- 市民・関係団体と連携しながら、インバウンドを含めた来訪客の受け入れ体制の充実を図るとと もに、印刷物・解説板・案内板・ホームページ等の多言語化を行う。
 - ※ 1…文化財、博物館・美術館などの特別な会場をイベント・会議・レセプション等に活用する取組。まちづくり、イベント、観光における体験の提供だけでなく、文化財、博物館・美術館などの魅力をより多くの方に知っていただくきっかけにもなる。

(2) 広域連携

- 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡を核として、地域全体の活性化につなげるため、周辺の歴史文化 資源や博物館施設との連携を図りながら、広域的な視野での活用方法を検討する(参考 次頁: 図 史跡及び周辺の歴史文化資源等)。
- 歴史的、文化的に関連性のある近隣都市間での共同PRや情報発信を行うなど歴史文化資源を 活用した連携により、広域的な地域活性化を図る。
- 他県の国分寺跡・国分尼寺跡と連携した展示や活用事業によって、史跡活用の幅を広げる。

3 まちづくりにおける活用

(1) 交流・憩いの場としての活用

- 史跡の価値を高めることを目的とした活用事業の充実を図るため、民間の団体によるイベント等 の開催も視野に入れた活用を検討する。また、人々が交流し、新しい歴史文化の創造の場とな るよう、イベントや見学会、体験学習など、住民が主体となって企画・参加できる活用を推進する。
- 人が集まる場、癒しの空間としての活用を図るため、市民協働による景観育成を行う。

(2) 現地ガイドの拡充

- ガイド人材の育成を図るため、ボランティアガイド笛吹等関係団体と連携しながら観光ガイドの養成・利用促進に努めるほか、現地ガイドの活動を促進するため、拠点(ガイダンス施設等)について検討する。
- 現地ガイドと連携した見学会等の事業拡充により、観光・交流の促進に努めるとともに、歴史文 化を活かしたまちづくり、地域の活性化につなげていく。

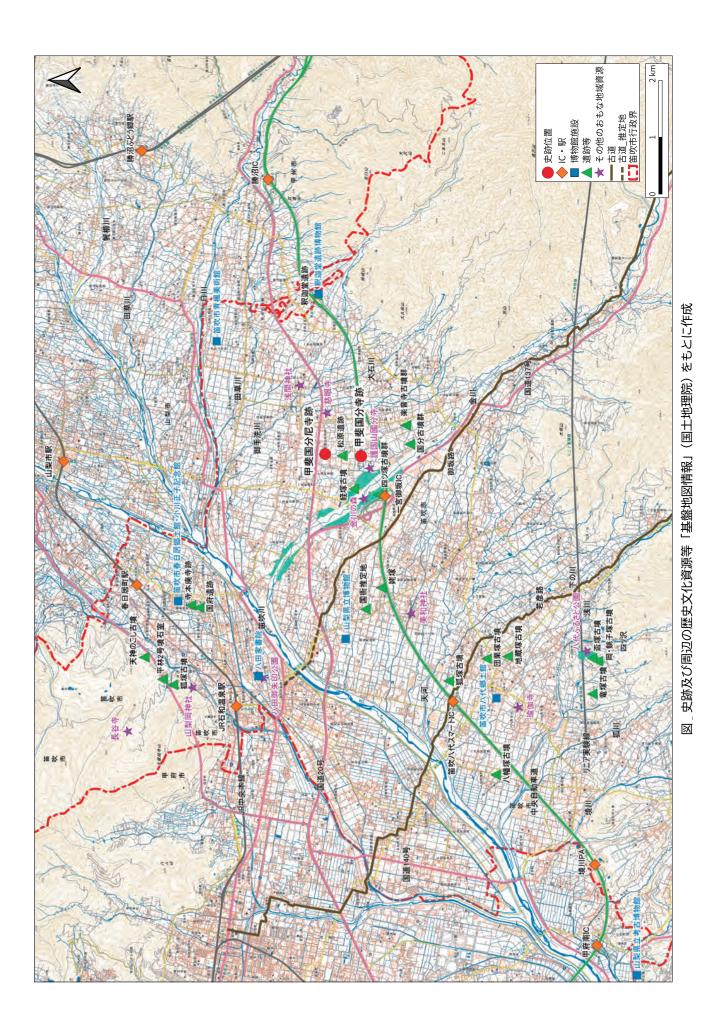
4 情報発信の強化

(1) 先端技術を用いた活用

○ 情報発信については、AR や VR といった技術の使用を視野に入れ、デジタルコンテンツによる 活用を推進していく。

(2) 公開・活用の促進

- 調査成果については様々な方法を用いた情報発信により、地域への還元を積極的に行っていく。
- 調査成果については現地での発掘調査説明会の継続等により、史跡を体感しながら理解を深めることができるような工夫を行う。
- 講演会やシンポジウム等、専門家を交えた調査成果を発信する機会を設ける。
- ホームページや SNS 等の媒体を用いた継続的な情報発信を心がける。
- 史跡についてより深く理解できるようにするため、最新の調査研究成果を反映した伽藍模型の作 製などについて検討する。



第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の整備は、史跡の価値を将来に渡って保存・継承することを 第一義として、歴史・文化を正しく学ぶことが出来る史跡の整備に取り組む。また、良好な史跡景観 を活かし、市民や観光客にとって交流や憩いの場としての役割を備えた整備を目指す。

これまでに示した整備についての現状と課題及び基本方針を踏まえ、整備の方向性を以下に示す。

1. 保存のための整備の方向性

- ・ 植生や流出等により遺構がき損される可能性のある場所については、発掘調査成果に基づ き、伐採、盛土等本質的価値を保存するための必要な整備を計画的に行っていく。
- ・ 地表に表出している礎石等の状態を定期的に確認するとともに、気象やその他の要因等に より劣化が確認された場合には、必要な修復手法の検討を行うとともに、修復計画を立案 する。
- 史跡の適切な保存のため、標識・説明板・境界標・囲い等の保存施設を計画的に整備する。

2. 活用のための整備の方向性

- ・ 史跡の本質的価値を正しく伝えるため、地下遺構の復元表示や寺院空間の表現方法を検討 するとともに、来訪者に分かりやすい見学ルート、サイン類 (解説板・案内板等)、便益施 設などの整備を ICT 技術の活用も含め計画的に進める。
- ・ 寺院空間の表現については、主な骨格となる地形復元、空間利用形態の表現、植生復元に ついて整備の方法を検討する。
- ・ 遺構表示については、単に遺構の状況を表現するのではなく、他の整備と合わせて史跡の 空間的な広がりにつながるような整備に心がける。
- ・現況のアクセス道路を活用した周辺文化・観光資源の周遊ルートを検討する。
- ・ 来訪者が史跡での歴史学習を安全に行うことができ、歴史的景観を楽しむことができる場 としての活用を推進するため、景観に配慮した修景整備・危険防除対策を行う。
- ・公開・活用の拠点となるガイダンス施設については、必要性も含めて検討を行う。
- ・ 史跡への理解を深められるようデジタルコンテンツの整備を推進する。

1 地区区分の考え方

地区区分(ゾーニング)は、今後の調査研究成果により、範囲が変わる可能性のあることから、本 計画における史跡の整備についてゾーニングを設定しない。

しかしながら、寺院空間ごとの活用方法に応じた整備の方法を検討するため、基本的な考え方を以下に示す。

■ 甲斐国分寺跡

甲斐国分寺跡では、塔跡、金堂跡などの遺構が発掘調査によって確認されている。遺構の保存を 最優先としながら、史跡の本質的価値を正しく伝えるために活用を推進し、復元表示等による整備を 実施する。

整備については、現在把握されている遺構を保存し、顕在化するための整備から優先的に着手する。 詳細が把握されておらず、追加で調査の必要がある遺構については、今後の調査成果をもとに、整備方法を検討し、実施していく。

また、史跡の北部は調査研究が進んでいない箇所がある。そのため、今後は調査研究を進めると ともに、成果が出るまでの当面の間は、既出遺構の簡易表示等を行いながら、史跡の価値を高める ために多目的に活用し、併せて地域振興を図る。

■ 甲斐国分尼寺跡

甲斐国分尼寺跡では、金堂跡、講堂跡などの遺構が現存している。遺構の保存を最優先としなが ら、内容確認調査を進め、調査研究成果に応じた整備を検討し、実施していく。

今後、調査研究を進めていく予定であるが、成果が出るまでの当面の間、地下遺構を適切に保存・ 管理しながら、史跡の価値を高めるために多目的に活用し、併せて地域振興を図る。

2 方法

(1) 保存(管理)のための整備

① 本質的価値の保存のための整備

- 史跡の持つ本質的価値を損なわないよう、法面保護の行われていない講堂西側やその他必要な 箇所について、盛土によって法面を保護する。なお、適切な工法・材料等を検討し、整備基本 計画へ明示する。
- 現在地表に表出している礎石の状態を定期的に確認するとともに、気象等により劣化が確認された場合には、必要な修復手法の検討を行うとともに、修復計画を立案する。
- 水路の溢水等が史跡の持つ本質的価値や管理に影響を及ぼしている、あるいは及ぼすおそれが あると判断される場合は、保存のための整備を検討する。
- 植生が建物遺構・地下遺構に影響を及ぼしている、あるいは及ぼすおそれがあると判断される場合は、伐採も視野に入れた措置により、遺構の保存を最優先とする。また、遺構をき損する恐れのある樹木及び見学に支障のある危険木のあり方や対応策について検討した上で、具体的な植生管理方法を整備基本計画に定め、樹木の伐採等について慎重に対応する。
- 史跡の本質的価値を確実に保存していくため、保存管理施設の設置を検討する。
- 史跡の適切な日常管理のため、史跡境界を明示する。現存の史跡境界標を確認・管理するとと もに、追加で設置が必要な箇所があるかの検討を行う。
- 史跡の適切な保存について緊急的にサイン類の設置の必要が生じた場合は、適正な位置や規模等についての検討を行い、速やかな措置を講じる。史跡管理のためのサイン類は定期的な観察により、破損等を把握するとともに、小規模な破損については修繕を行うなど適切な保存管理に努め、大きな破損や老朽化がある場合は対応を検討する。
- 史跡内に残る赤道等の用途廃止の検討を行い、廃止した場合は地形復元を行う。

② 日常の維持管理のための整備

- 災害や老衰による倒木が発生した場合は、来訪者や地域住民の安全を確保するため、速やかに 伐採等の措置を行う。
- 護國山國分寺旧地の植生については、当面は歴史的景観の眺望が確保できるよう剪定などの維持管理を行う。
- 草本類の繁茂を防ぐための整備として、植栽によるグラウンドカバーや土系舗装について検討する。特に私有地との境界や多目的に活用する箇所については積極的に防草対策を講じる。
- 保存管理に必要な機材を収納するためのプレハブやコンテナが破損や老朽化した場合、修繕や 改修など対応を検討する。

(2) 活用のための整備

① 教育面における活用を実現するための整備

- 史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるため、地下遺構の復元表示を主とした整備を検討する。 また、第一期暫定整備工事において整備した箇所の本整備を行うとともに、史跡の最大の特徴 である「石の国分寺」を体感できる石敷や石組み基壇といった遺構の復元表示について、顕在 化する方法を検討する。
- 寺院空間を表現するための遺構表示については、上記復元表示のほか、地形復元、草本の植栽、 デジタルシミュレーション技術を使用した表示など最適な表現手法の選択やそれらの組合せにつ いて検討を行う。なお、植栽については、史跡本来の植生であるかの調査を行い、適切な整備 方針の検討を行う。
- 史跡への理解を深めることができるよう、遺構表示等の整備を行うだけではなく、最新の発掘調査の内容を踏まえた解説板を設置するとともに、内容を更新しやすい構造や方法についての検討を行う。解説板等は定期的な観察により、破損等を把握するとともに、小規模な破損については修繕を行うなど適切な管理に努める。また、大きな破損や老朽化がある場合は対応を検討する。
- 山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、笛吹市春日居郷土館といった博物館施設や関連する 史跡・文化財などと連携した周遊ルートを設定し、パンフレット等の作成・配布を行う。

② 観光面における活用を実現するための整備

- 市全体の歴史文化への理解を深めることができるとともに、地域の活性化につながるよう、史跡 を核とした市内の歴史文化的資源や観光施設等と組み合わせた周遊ルートの検討を行う。
- 自家用車等での来訪を想定し、現況のアクセス道路を活用した周辺文化・観光資源の周遊ルートを検討する。
- 幅広い年代やインバウンドも考慮した多様な来訪者に対応できるよう、史跡内外の案内板等をより分かりやすいものに改良するとともに、多言語化やバリアフリー対策等を行う。

③ まちづくり面における活用を実現するための整備

○ 地域住民や来訪者にとって憩いの場となるよう、便益施設等の設置を検討する。史跡内へのそれら便益施設等の設置については基本的には行わないが、必要に応じて史跡への影響を考慮し、 十分な検討を行ったうえで関係機関とも協議し、決定する。

■ 設置を検討するもの

- □ 便益施設
 - ・ベンチ、四阿、トイレ、緑陰、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
- □ 維持管理施設
 - 照明施設
- □ その他施設
 - 駐車場(史跡等活用専用駐車場)

- ○住民参加による景観形成を行う。
- 不要な石垣や工作物の除却、支障木の伐採、盛土等による段差の解消、及び植栽によるグラウンドカバー等により、不要な段差を解消し、修景を行うとともに、当面の間、多目的な活用を図る。

④ ガイダンス施設

- 公開・活用の拠点としてガイダンス施設の必要性について検討を行う。
- 國分地域多目的研修集会所においては、史跡についての定期的な展示を行えるよう、展示方法 や体制について検討する。
- 笛吹市春日居郷土館や山梨県立博物館といった博物館施設等との連携を図り、ガイダンス機能 について検討する。

⑤ デジタルコンテンツの整備

○ より多くの人が、史跡についての理解を深めることができるよう、VR や AR といったシミュレーション技術をはじめとするデジタルコンテンツの整備を検討・実施する。またそれらの技術については、アプリ等の利用方法を検討する。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡を適切に保存(保存・管理)、活用、整備するために、庁内の体 制整備を進めるほか、市民や有識者、関係機関との連携を継続的に行っていく。

また、地域との協力体制は必要不可欠であることから、地元自治会や観光協会等との連携強化を図り、情報を共有するとともに協力体制を構築して継続していく。

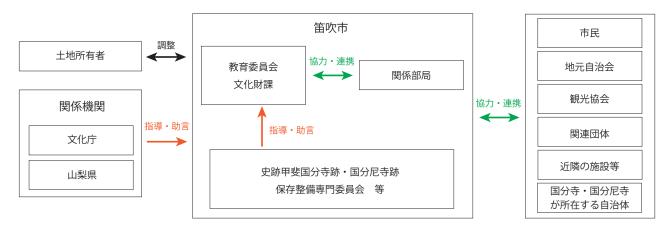
第2節 方法

1 保存(保存・管理)、活用、整備体制の整備

- ・ 専門職員の配置など、史跡の日常的な管理や保存・活用・整備事業に取り組むための事務 局体制の整備に努める。
- ・ 史跡の適切な保存(保存・管理)、活用、整備に向け、庁内の関係部局との連携を強化し、 円滑な相談・協力が可能な体制を構築する。
- ・ 効果的かつ円滑な事業推進のため、地元自治会や有識者等からなる委員会を設置し、文化 庁及び山梨県の指導・助言を受ける。
- ・ 広域的な連携による保存活用を推進するため、本市や近隣に所在する施設等との連携強化 や他の国分寺・国分尼寺が所在する自治体との連携を検討する。

2 地域との協力体制の整備

- ワークショップ等の開催により、地域との継続的な協力体制を構築し、官民一体による協 働の事業の実施を推進する。
- ・ これまで行われてきた観光協会や保育園との美化活動など、地域と連携した事業を継続していくとともに、新規事業についての検討を行う。
- ・ 地域史研究会等による歴史ガイドツアー等、事業の継続に向けた関連団体との連携窓口の 設置を行う。



図_関係組織概念図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 各施策の実施計画

史跡を永続的に保存・管理・活用していくために、本計画の第5章の大綱・基本方針に基づく、 第6章史跡の保存(保存・管理)、第7章史跡の活用、第8章史跡の整備、第9章運営・体制の 整備において取り決めた、方向性・方法についての施策の実施計画を定める。

保存・活用としての優先順位が高く、令和 10 年度までに実施予定のものを短期計画とし、短期計画終了後に実施し、おおむね令和 20 年度までに実施する必要のあるものを中・長期計画とする。

なお各施策については、有識者・関係機関等からの指導・助言や市民等の意見、また史跡の追加 指定、土地の公有化状況等を踏まえながら実施する。

また、新たな課題や社会情勢等の状況により、適時見直しを図るものとする。

1 短期計画

■ 甲斐国分寺跡

保存・管理では、史跡を将来に渡って保存していくため、適切な日常管理を継続する一方で、保 存整備のために必要な情報を把握することを目的に発掘調査を実施する。

活用では、史跡の本質的価値を正しく伝えるため、パンフレットや出前授業・歴史講座の更新を順次行う。また、史跡の全体像や地域の歴史を分かりやすく伝えるため、周遊ルートやデジタルコンテンツを用いた活用方法の検討に着手する。

整備では、史跡を適切に保存・活用するため、本計画で定めた基本方針を踏まえた整備基本計画 を策定し、整備に着手する。甲斐国分寺跡の整備は、金堂跡や講堂跡をはじめとする地下遺構の顕 在化や、環境整備から着手する。

運営・体制の整備では、庁内や地域との連携体制を図るとともに、外部有識者等の指導・助言を受ける。また、保存活用計画の経過観察を継続し、新たな課題等が生じた場合は、計画の見直しを検討する。

■ 甲斐国分尼寺跡

保存・管理では、適切な維持管理を継続する一方で、史跡を保存していくため、遺構の保存状態 や本質的価値等、基礎的な情報を確認することを目的に発掘調査を実施し、整備計画策定のための 準備を進める。

活用では、史跡の本質的価値を正しく伝えるため、パンフレットや出前授業・歴史講座の更新を順次行う。また、史跡の全体像や地域の歴史を分かりやすく伝えるため、周遊ルートやデジタルコンテンツを用いた活用方法の検討に着手する。さらに、調査研究によって明らかとなった本質的価値を積極的に公開・活用していく。

運営・体制の整備では、庁内や地域との連携体制を図るとともに、外部有識者等の指導・助言を 受ける。また、保存活用計画の経過観察を継続し、新たな課題等が生じた場合は、計画の見直しを 検討する。

2 中・長期計画

■ 甲斐国分寺跡

保存・管理では、適切な維持管理を継続し、追加で史跡指定が必要な範囲の検討を行う。また、 調査研究によって明らかになった成果をもとに、本質的価値の見直しを行う。

活用では、整備に合わせ、史跡を活用した観光事業や案内板や解説板の多言語化を検討するとともに、デジタルコンテンツの整備に着手する。

整備では、短期計画の中で策定した整備基本計画に基づき、整備工事を実施する。なお、発掘 調査の成果によって、新たな本質的価値が確認された場合や整備が必要となる箇所が生じた場合は、 委員会等に諮り、適時計画を見直しながら進めていく。また、保存活用計画の経過観察を継続し、 長期的に計画の見直しを検討する。

■ 甲斐国分尼寺跡

保存・管理では、適切な維持管理を行うとともに、保存整備のために必要な情報を把握することを 目的とした発掘調査を継続する。また、調査研究によって明らかになった成果をもとに、本質的価値 の見直しを行うほか、追加で史跡指定が必要な範囲の検討を行う。

活用では、甲斐国分寺跡の整備に合わせ、史跡を活用した観光事業や案内板や解説板の多言語化を検討するとともに、デジタルコンテンツの整備に着手する。

整備では、本計画で定めた基本方針や発掘調査の成果を踏まえた整備基本計画を策定し、整備に着手する。また、保存活用計画の経過観察を継続し、長期的に計画の見直しを検討する。

3 施策の実施計画

(1) 甲斐国分寺跡

		短期計画	中・長期計画	
	· X II / 7/11R	(∼ R10)	(∼ R20)	
		発掘調査、史料調査		
保存・管理	 調査研究の継続的な実施	地上遺構の状態に関する調査	••••	• • • • • • •
		その他必要な調査 		• • • • • • •
		指定地外に係る確認調査		
	現状変更行為の制限	現状変更に係る周知等		
	適切な日常管理	除草、消毒、日常の点検等		
	追加指定	追加指定の検討		
	公有地化	公有地化		
		パンフレット・ガイドブック の作成・配布	• • • •	
	 教育における活用	出前授業等メニュー作成	• • • • •	• • • • • • •
		出前授業・歴史講座	• • • •	
		博物館等での展示		
		周遊ルート検討	••••	• • • • • • •
	観光における活用	観光事業の検討・実施	• • • • • • •	
活用		多言語化の検討・整備		• • • •
		 現地ガイドの養成		
	まちづくりにおける活用	現地ガイドによる案内	• • • • • • •	• • • •
		デジタルコンテンツの検討		
	情報発信の強化	デジタルコンテンツの整備・活用		
		現地説明会・史跡めぐり・講 演会等の開催		
		HP 等での発信	••••	• • • • • • •
		整備基本計画		
	整備計画	基本設計		
		実施設計		
		地下遺構・地上遺構の保護		
整備	保存のための整備 	史跡境界の明示		
		地下遺構の顕在化		
	X = 0 1 1 0 + 1 #	 環境整備	_	
	活用のための整備	 案内板・解説板の設置・管理	• • • • • • •	
			• • • • •	• • • • • • •
		 庁内の体制整備		
	 保存活用整備の体制			
		 外部有識者等の指導・助言		
運営・体制		周知啓発		
の整備	地域との協力	ワークショップ等の開催	••••	• • • • • • •
			• • • • • •	• • • • • •
	計画管理	計画の見直し		
	1		<u> </u>	

凡例

(2) 甲斐国分尼寺跡

保存・管理		項目/期間	短期計画 (~ R10)	中・長期計画 (~ R20)	
展存・管理 現状変更行為の制限 遊切な日常管理 追加指定の検討 盗切な日常管理 追加指定の検討 公有地化 公司がよりる活用 報光変更活産 博物館等での展示 周遊ルート検討 報光事業の検討・実施 李言銘化の検討・整備 現地ガイドによる案内 デジタルコンテンツの検討 デジタルコンテンツの整備・活用 現地ガイドによる案内 デジタルコンテンツの整備・活用 取地対イドによる案内 デジタルコンテンツの整備・活用 取地説別会・実施を守の開催 旧中等での発信 接続を計画 基本設計 実施設計 実施設計 保存のための整備 投腕受用の限定 近路本計画 基本設計 実施設計 なが、実施の検討・関連など・は 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見かれらいます。 京が見が見かれらいます。 京が見が見からいます。 京が見が見が見からいます。 京が見が見が見からいます。 京が見が見が見からいます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見がます。 京が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見がます。 京が見が見がます。 京が見が見が見がます。 京が見が見がます。 京が見がます。 京がまするます。 京がまする。 京がまれるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまるまれるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまるまれるまする。 京がまるまれるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまるまする。 京がまる			発掘調査、史料調査	• • • • • • •	• • • •
その他必要な調査			地上遺構の状態に関する調査	••••	• • • • • • •
保存・管理	少去 英田	調食研究の継続的な実施 	その他必要な調査		
現状変更行為の制限 現状変更に係る周知等 適切な日常管理 除草、消毒、日常の点検等 追加指定 追加指定の検討 公有地化 公有地化 バンフレット・ガイドブック の作成・配布 田前授業・歴史講座 博物館等での展示 脚光における活用 観光における活用 観光事業の検討・業備 野語・びの基成 現地ガイドの基成 現地ガイドの基成 現地ガイドの表成 現地ガイドの表成 現地ガイドによる案内 デジタルコンテンツの検討 デジタルコンテンツの整備・活用 現地説明会・史跡めぐり・諸 演会等の開催 旧・中等での発信 整備基本計画 基本設計 実施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東			指定地外に係る確認調査		
追加指定 公有地化 公有地化 公有地化 公有地化 公有地化 公有地化 (パンフレット・ガイドブック の作成・配布 出前授業・歴史講座 博物館等での展示 周遊ルート検討 観光における活用 野地カイドの養成 現地ガイドの養成 現地ガイドの養成 現地ガイドの養成 現地カイドによる案内 デジタルコンテンツの検討 デジタルコンテンツの検討 デジタルコンテンツの検討 デジタルコンテンツの検討 デジタルコンテンツの検討 変も等の開催 日等での発信 といいの整備 を構革本計画 基本設計 実施設計 地で適構・地上造構の保護 史跡境界の明示 地下遺構の頭在化 環境整備 案内板・解説板の設置・管理 ガイダンス施設・機能の検討 「中の体別整備 専門を研究を開発 を対するといい。 「中の体別を開発を関するといい。」 「中の体別を関するといい。」 「中の体別を開発を関するといい。」 「中の体別を関するといい。」 「中の体別を関するといい、「中の体別を関する	保仔・官理 	現状変更行為の制限	現状変更に係る周知等		
公有地化 公有地化 パンフレット・ガイドブックの作成・配布 の作成・配布 出前授業・歴史講座 博物館等での展示 画遊ルート検討 観光における活用 観光中ト検討 観光における活用 観光事業の検討・実施 多言語化の検討・整備 現地ガイドの養成 現地ガイドによる案内 アジタルコンテンツの検討 活用 現地説明会・史跡めぐり・講演会等の開催 中等での発信 整備計画 基本設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施設計 東施		適切な日常管理	除草、消毒、日常の点検等		
教育における活用		追加指定	追加指定の検討		
### April		公有地化	公有地化		
接続性 接換性 接触性 接触				• • • •	
博物館等での展示 一回遊ルート検討 一回遊ルート検討 一回 一回 一回 一回 一回 一回 一回 一		 教育における活用	出前授業等メニュー作成	• • • • •	• • • • • • •
超光における活用 周遊ルート検討 一			出前授業・歴史講座	• • • •	
語用			博物館等での展示		
表			周遊ルート検討	• • • • •	• • • • • • •
### まちづくりにおける活用 現地ガイドの養成 現地ガイドによる案内 ***********************************		観光における活用	観光事業の検討・実施		
### 1 ### 2 ###	活用		多言語化の検討・整備		
### 1		またべん りにおける 洋田	現地ガイドの養成		
情報発信の強化		より ノくりにのける 店用	現地ガイドによる案内	• • • • • • •	• • • •
情報発信の強化 現地説明会・史跡めぐり・講演会等の開催 HP 等での発信 単一			デジタルコンテンツの検討		
演会等の開催			デジタルコンテンツの整備・活用		
整備計画 整備基本計画 基本設計 無施設計 実施設計 無 保存のための整備 地下遺構・地上遺構の保護 皮跡境界の明示 地下遺構の顕在化 環境整備 案内板・解説板の設置・管理 案内板・解説板の設置・管理 ガイダンス施設・機能の検討 作内の体制整備 専門職員の配置 外部有識者等の指導・助言 場別客発 フークショップ等の開催 経過観察		情報発信の強化	l .		
整備計画 基本設計 実施設計 ■ 整備計画 地下遺構・地上遺構の保護 ■ 皮跡境界の明示 ■ 場覧整備 ■ 案内板・解説板の設置・管理 ● ● ガイダンス施設・機能の検討 ● ● 保存活用整備の体制 専門職員の配置 ● 外部有識者等の指導・助言 ● ● 地域との協力 同知啓発 ● 計画管理 経過観察 ● ●			HP 等での発信	• • • • •	• • • • • • •
整備 実施設計 地下遺構・地上遺構の保護 皮跡境界の明示 地下遺構の顕在化 透塊整備 本内板・解説板の設置・管理 本の技術・解説板の設置・管理 変内板・解説板の設置・管理 本の体・解説板の設置・管理 本の体・解説板の設置・管理 がイダンス施設・機能の検討 本の体・解説板の設置・管理 本の体・解説板の設置・管理 がイダンス施設・機能の検討 本の体・解説 内内の体制整備 専門職員の配置 外部有識者等の指導・助言 オのを発 地域との協力 カークショップ等の開催 計画管理 経過観察			整備基本計画		
整備 地下遺構・地上遺構の保護		整備計画	基本設計		
整備 実跡境界の明示 連営・体制 の整備 大々方名所との協力 中間職員の配置 中門職員の配置 小部有識者等の指導・助言 内力ショップ等の開催 「フークショップ等の開催 主演で表します。 大学の表します。 日知啓発 「フークショップ等の開催 計画管理 経過観察			実施設計		
整備		 保存のための整備	地下遺構・地上遺構の保護		
活用のための整備 環境整備 マ内板・解説板の設置・管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	整備		史跡境界の明示		
活用のための整備			地下遺構の顕在化		
案内板・解説板の設置・管理 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		 活田のための整備	環境整備		
運営・体制の整備 専門職員の配置 小部有識者等の指導・助言 一 地域との協力 周知啓発 ワークショップ等の開催 ● 経過観察 ●		/U/II v) / C u) v) 正 /ii	案内板・解説板の設置・管理	• • • • • • •	• • • • • • •
運営・体制の整備 専門職員の配置 小部有識者等の指導・助言 月知啓発 ワークショップ等の開催 アークショップ等の開催 経過観察 経過観察			ガイダンス施設・機能の検討	• • • • •	• • • • • • •
運営・体制の整備 地域との協力 周知啓発 ワークショップ等の開催 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			庁内の体制整備		
運営・体制の整備 地域との協力 同知啓発 ワークショップ等の開催 経過観察 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		保存活用整備の体制	専門職員の配置		
の整備 地域との協力 ワークショップ等の開催 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			外部有識者等の指導・助言		
ワークショップ等の開催 経過観察 計画管理		 地域との扱力	周知啓発		
) JE //m	^{とじど} 以 C Vノ l加 ノ J	ワークショップ等の開催	••••	• • • • • • •
計画の見直し			経過観察	• • • • • • •	• • • • • •
		可倒各年	計画の見直し		

第11章 経過観察

第1節 方向性

本計画で定めた第6章から第9章の各施策については、計画的に実施していく必要がある。そのため、計画策定後の保存(保存・管理)、活用、整備、運営・体制の整備について定期的・日常的に経過観察を行うことにより、施策の進捗状況を把握・管理することに努め、適切な推進を図るものとする。

第2節 方法

1 自己点検表の活用

施策の進捗については『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(2015 文化庁 文化財部記念物課)を参考に作成した自己点検表を用いて確認し、推進のための課題や見直しの必 要性の検討を行う。

なお点検は、史跡の管理団体である笛吹市が実施し、その結果を委員会等に報告するとともに、 今後の施策実施に活かすために情報共有等を図るものとする。

2 経過観察後の課題の解決

経過観察によって把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策や事業計画、 運営体制等について見直しを行う。また、本計画についても施策、事業の進捗や新たに把握された 課題を踏まえ、必要と判断された場合は見直しを行う。

表_自己点検表(1/2)

史跡等	史跡等の名称						
管理団体、	所有者名						
						取組状》	兄
項目		実施例	未取組	計画中である	取組済	該当なし	備 考 (現状、目的、成果等)
/ 1 \ ++ - <u> </u> +	ア)標識は適正	に設置されているか	1	2	3		
(1)基本情 報に関するこ と	イ) 境界標の設 ているか	置、現地での範囲の把握はでき	1	2	3		
	ウ)説明板は設	置されているか	1	2	3		
(2)計画策	ア)保存活用計	画は策定されているか	1	2	3		
(2) 計画承 定等に関する こと	イ)保存活用計	画に基づいて実施されているか	1	2	3		
C C	ウ)保存活用計 か	画書の見直しは実施されている	1	2	3		
	ア) 指定、選定 十分把握できて	時における本質的価値について いるか	1	2	3		
	イ) 調査等によきているか	り史跡等の価値等の再確認はで	1	2	3		
(3)保存に	ウ)専門技術者	の参加、連携は図られているか	1	2	3		
関すること	エ) 史跡等の劣 されているか	化状況や保存環境に係る調査は	1	2	3		
	オ)災害対策は	十分されているか	1	2	3		
	力)保存活用計	画に基づいて実施されているか	1	2	3		
	ア)公開が適切	に行われているか	1	2	3		
	イ) 史跡等の本 なっているか	質的価値を学び理解する場と	1	2	3		
	ウ)市民の文化	的活動の場となっているか	1	2	3		
(4) A BB F	出がされている	と地域のアイデンティティの創 か	1	2	3		
(4) 公開、活 用に関するこ と	オ) 文化的観光か	資源としての活用がされている	1	2	3		
_	力)体験学習等	は計画的に実施しているか	1	2	3		
	キ) パンフレッ	ト等は活用されているか	1	2	3		
	ク)外国人向け	の対応はなされているのか	1	2	3		
	ケ) ガイダンス るか	等の施設は十分に活用されてい	1	2	3		

表_自己点検表(2/2)

	- 1/ Pol	取組状況				
項目	実施例	未取組	計画中である	取組済	該当なし	備 考 (現状、目的、成果等)
	ア)日常的な管理はされているか	1	2	3		
	イ)特別な技術等が必要な部分の管理はされて いるか	1	2	3		
(5) 管理に関すること	ウ)史跡等周辺の環境保全のために、市民や関 係機関との連携が図られているか	1	2	3		
	エ)条例、規則、指針等、環境保全の措置を定 め、実行しているか	1	2	3		
	オ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3		
	ア)整備基本計画は策定されているか	1	2	3		
	イ)史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3		
	ウ)遺構等に影響がないように整備されている か	1	2	3		
	エ)修復において、伝統技術を十分尊重して実 行できたか	1	2	3		
	オ)整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3		
	カ)復元展示において、当時の技法、意匠、工 法、材料について十分検討したか	1	2	3		
	キ)活用を意識した整備が行われているか	1	2	3		
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3		
	ケ)整備において目指すべき環境等の姿を実施 できたか	1	2	3		
	コ)整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3		
	サ)整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3		
	ア)運営については適切に行われているか	1	2	3		
(7)運営・ 体制・連携に	イ)体制については十分であるか	1	2	3		
関すること	ウ)関係部局との連携については十分であるか	1	2	3		
	エ)地域との連携については十分であるか	1	2	3		
(8)予算に 関すること	ア)予算確保のための取組はあるか	1	2	3		